

「建築物の防火避難規定の解説 2025」の改訂概要

「建築物の防火避難規定の解説 2025」では、以下の改訂を行っています。

- ・令和6年（2024年）4月1日に施行された改正法に伴う記載内容の見直し
- ・本編「13. 廊下の幅」に「両側に居室がある廊下」を新規ページとして追加
- ・本編「35. 避難上の安全の検証」について、運用面で補足すべき事項を整理のうえ、記載内容の見直し
- ・「【参 13】質問と回答」の追加掲載（令和6年度分まで）
- ・関連告示・参考の追加掲載、その他所要の修正等

<本編の改訂内容>

以下、文中のページは「建築物の防火避難規定の解説 2023」の該当ページを、文中の （二重下線）部分等は同書に追加修正等した箇所を表します。

●P11 6) 斜材（筋かい）等の耐火被覆の取扱い

- ・本文4行目修正

主要構造部に該当するものとして、特定主要構造部については耐火被覆をする必要がある。

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）

●P13 8) 高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合（耐火性能）

- ・解説全文修正

高層部分と低層部分が構造的に一体となっている場合、~~すなわち~~ （低層部分の柱、はり等が高層部分の荷重を負担しているような）場合は、低層部分の柱、はり等も高層部分の柱、はり等と同等に考える必要があるが、高層部分と低層部分の構造が独立しているような場合には、耐火性能も各々をそれぞれの部分ごとに考えればよい。

なお、上記の図でA、B部分が令第109条の8に基づく火熱遮断壁等で区画されている場合は、耐火性能について別の建築物とみなすことができる。

- ・参考の追加

参 考	<u>令和6年国住指第434号・国住街第160号</u>
-----	------------------------------

【改訂内容】

- ・文言の整理
- ・法改正に伴う記載内容の変更（防火別棟関連）【令第109条の8】

●P16 11) 耐火性能に関する技術基準について

- ・本文1行目と2行目の一部を削除

~~耐火構造については、耐火建築物の主要構造部等として用いることとされている。建築物に応じて柱、はり、床、外壁等の主要構造部の各部位・階数ごとに、~~

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）

●P17 12) メゾネット型共同住宅内の階段の構造

- ・解説修正

耐火建築物のメゾネット型住戸内の階段については主要構造部に該当するため、耐火構造としなければならないが、なお、階段の表面に木などの仕上げ材を張ることは可能である。

なお、メゾネット型住戸が特定区画で区画されている場合は、特定区画内の主要構造部は損傷を許容する主要構造部のため耐火構造とする必要はない。

- ・参考の追加

参 考	令和6年国住指第434号・国住街第160号
-----	-----------------------

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第108条の3】

●P18 13) 耐火建築物の主要構造部等

- ・タイトル修正

13) 耐火建築物の主要構造部等包含関係にある構造方法及び建築材料

- ・解説4行目修正

耐火建築物であれば、主要構造部特定主要構造部は耐火構造の壁等で造らなければならない。

【改訂内容】

- ・文言の整理（タイトル修正）
- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【法第2条第9号の2】

●P21 1) 耐火性能検証法

- ・該当法令修正

令第108条の3 ⇒ 令第108条の4

- ・本文4行目修正

場合には、主要構造部特定主要構造部のすべてを

- ・表の表題

主要構造部特定主要構造部

- ・表の※部分1行目修正

主要構造部特定主要構造部をルートCにて

- ・フロー図

イ 主要構造部特定主要構造部

【改訂内容】

- ・条項ずれに伴う記載内容の変更
- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第108条の4】

●P22 1) 防火設備とみなすそで壁・塀等

- ・該当法令修正
第61条 ⇒ 第61条第1項
- ・タイトル修正
1) 防火設備とみなすそで壁袖壁・塀等
- ・本文4行目修正
~~そで壁袖壁~~、塀等（以下「防火そで壁等防火袖壁等」という。）
- ・凡例
防火そで壁 ⇒ 防火袖壁
- ・解説1行目と2行目修正
防火上有効に遮る防火そで壁等防火袖壁等で、

【改訂内容】

- ・文言の整理

●P31 3) 設置免除に係る法第2条第九号の二口に規定する防火設備の取扱い

- ・表中 三号1行目修正
かつ、~~主要構造部~~特定主要構造部が

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第129条の13の2】

●P35 7) 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積

- ・解説の3行目修正
昭45建告第1833号 ⇒ 平28国交告第696号

【改訂内容】

- ・告示の廃止に伴う変更

●P40 2) ツインビル等の避難規定上の取扱い

- ・本文4行目修正
令第122条第1項かっこ書（~~その~~主要構造部が準耐火構造等で5階以上の階又は地下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下の場合。）

【改訂内容】

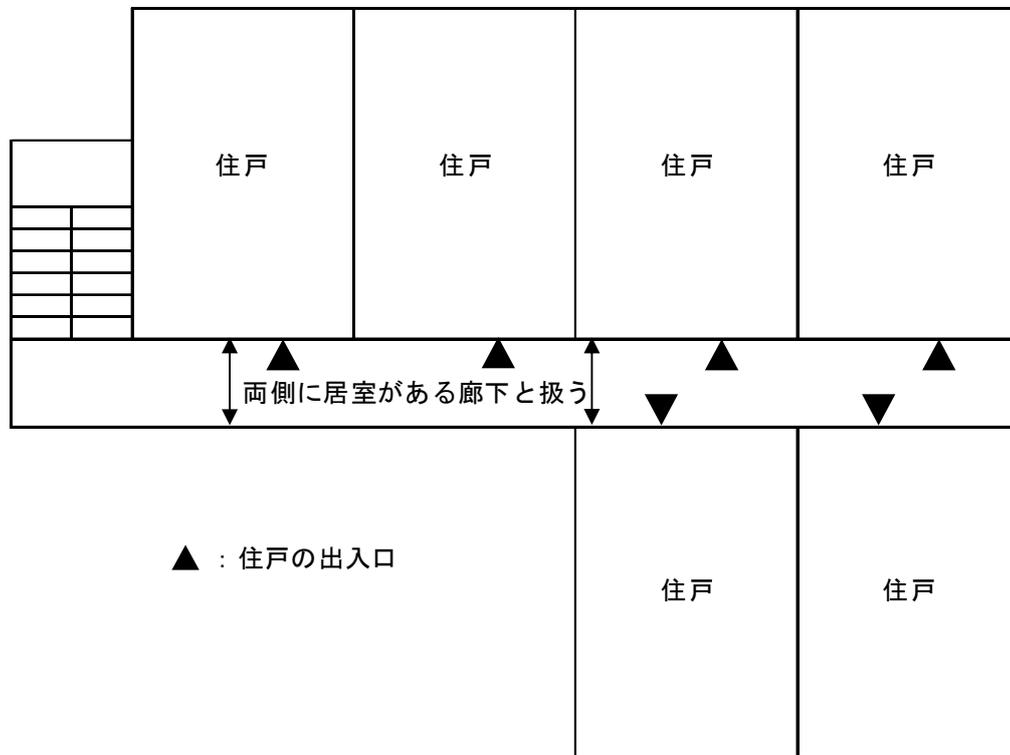
- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第122条第1項】

◆該当法令 法第 35 条
令第 119 条

13 廊下の幅

1) 両側に居室がある廊下

下図のような一の廊下においては、当該廊下のすべてを「両側に居室がある廊下」として扱うものとする。



【解説】

廊下は避難計画上重要な部分であり、「廊下の用途」や「廊下の配置」の状況に応じて廊下の幅が規定されており、「両側に居室がある廊下」の幅員は「その他の廊下」より広く要求している。避難の安全を確保するために、一の廊下においては、すべてを同一の幅員とする必要があるとした。

なお、令第 119 条で規定する廊下の幅は有効寸法が求められるため、廊下に柱型や手すり等がある場合には、当該柱型や手すり等を除いた内法寸法を規定の幅以上確保する必要がある。

●P41 1) 学校のクラブハウスの廊下の幅

- ・タイトル修正

~~1)-2)~~ 学校のクラブハウスの廊下の幅

【改訂内容】

- ・新規ページの追加に伴うタイトル修正

●P44 3) 歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲

- ・本文1行目と2行目修正

主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）~~か~~又は主要構造部が不燃材料で

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第120条第2項】

●P52 1) 避難階段及び特別避難階段の設置免除

- ・本文6行目修正

主要構造部が耐火構造等の建築物準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）~~又は~~主要構造部が不燃材料で造られている建築物で、

- ・本文8行目修正

主要構造部特定主要構造部が耐火構造である建築物で、

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第122条第1項】

●P57 3) 屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い

- ・開口部㉔の解説の修正

防煙上 ⇒ 避難上

【改訂内容】

- ・文言の整理（解説との整合）

●P75 4) 防煙区画間の仕様

- ・解説5行目修正

平12建告第1436号の第四号~~二(二)~~へ(2)

【改訂内容】

- ・条項ずれに伴う記載内容の変更

●P77 2) 可動防煙垂れ壁の取扱い

- ・本文3行目修正
丈 ⇒ 丈 (たけ)

【改訂内容】

- ・文言の整理

●P82 3) 平12建告第1436号の第四号ハの適用の範囲（車庫等）

- ・タイトル修正
3) 平成12建告第1436号の第四号ハホの適用の範囲（車庫等）
- ・解説1行目修正
平成12建告第1436号の第四号ハホの適用は、

【改訂内容】

- ・条項ずれに伴う記載内容の変更

●P83 4) 平12建告第1436号の第四号ニ及びホの適用の範囲

- ・タイトル修正
4) 平12建告第1436号の第四号ニヘ及びホトの適用の範囲

- ・①1行目修正

本告示第四号ニヘの

- ・①2行目修正

第四号ホトについては、

- ・①図

第四号ホト適用

第四号ニヘ適用

- ・本文②の全文修正

~~廊下については、平12建告第1440号の趣旨をふまえ、室として扱うことができる。~~

~~ただし、廊下の一部を廊下以外の用途に利用する等、火災の発生のおそれがあるとみなされるものは、同告示が適用されず排煙設備の設置が必要となる。なお、平12年建告第1436号第四号ニ（二）の規定は100㎡以下の室に適用できるものであり、100㎡を超える室（廊下）を100㎡以内ごとに防煙壁で区画しても適用できない。~~

廊下は室であり第四号ヘ（一）、（二）の規定を適用できるが、（二）の規定は100㎡以下の室（廊下）に適用できるものであり、100㎡を超える室（廊下）を100㎡以内ごとに防煙壁で区画しても適用できない。

- ・③1行目修正

本告示第四号ニヘのかっこ書

- ・解説1行目から9行目の修正

~~平12建告第1436号及び平13国交告第67号は、旧告示（昭47年建告第30号、同第31号、同第32号、同第33号）を単にまとめたものであり、取扱いの趣旨が変わったものではない。~~

~~②の廊下については旧告示第33号の適用にあたり、従前から廊下は居室からの避難経路であるため「室」または「居室」に含まれないものとして取扱われていたが、平12建告第1440号の趣旨を踏まえ、避難安全検証法の適用対象建築物については廊下も室として扱うことができるとした。よって適用対象建築物でない病院等にあつては、避難上の弱者の避難経路となる廊下については、過去の火災事例から排煙設備を設け~~

ることが望ましい。

①の高さ31mを超える部分には第四号へにより100㎡以下の室又は居室を対象としたものであり、100㎡を超えた部分には適用できない。ただし、31mを超える部分にある機械室についてはP.70本文2段目なお書きを適用し、一定の要件を踏まえたものは令第126条の2第1項ただし書き第三号に該当するものとして排煙設備を適用除外とすることができる。

②の廊下のうち、居室からの避難経路に用いる主たる廊下については、特定行政庁によって同告示が適用できないとしているところもある。さらに、令第126条の2第1項ただし書き第一号による法別表第1(イ)欄(2)項に掲げる用途で、その床面積100㎡以内に防火区画された部分についても、これを適用できず排煙設備を設けることとしている場合もあるので各申請先と相談されたい。

【改訂内容】

- ・条項ずれに伴う記載内容の変更
- ・文言の整理（旧告示に関する記載の削除等）

●P85 2) 居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い

- ・解説1行目修正
令第126条の4 第1項において、

【改訂内容】

- ・文言の整理

●P86 3) 学校等における非常用の照明装置の設置

- ・該当法令修正
令第126条の4 第三号 ⇒ 令第126条の4 第1項第三号
- ・①1行目修正
令第126条の4 第三号 ⇒ 令第126条の4 第1項第三号
- ・③3行目修正
令第126条の4 第三号 ⇒ 令第126条の4 第1項第三号
- ・解説2行目修正
令第126条の4 第三号 ⇒ 令第126条の4 第1項第三号

【改訂内容】

- ・文言の整理

●P91 3) 小規模な店舗兼用住宅の取扱い

- ・該当法令修正
令第126条の4 第一号 ⇒ 令第126条の4 第1項第一号
- ・本文1行目修正
令第126条の4 第一号 ⇒ 令第126条の4 第1項第一号
- ・解説1行目修正
令第126条の4 第一号 ⇒ 令第126条の4 第1項第一号
- ・参考
平成30年3月26~~29~~日国住指第4809号

【改訂内容】

- ・文言の整理

●P100 1) 火災の発生のおそれの少ない室

- ・頁の一部を採用し新規項に移行

●P101 2) 階避難安全検証法

- ・頁全体削除

●P102 3) 居室の出口の1に達するまでに要する歩行時間

- ・頁全体削除

●P103 4) 滞留の解消時間

- ・頁全体削除

●P104 5) 在館者密度

- ・頁の一部を採用し新規項に移行

●P105 6) 火災成長率

- ・頁の一部を採用し新規項に移行

◆該当法令

令第128条の7、第129条、第129条の2

35 避難上の安全の検証

1) 用語等の取扱い

① 火災の発生のおそれの少ない室 (B1、B2)

建築設備の機械室であっても、例えば変電設備、ボイラー室等は、火災の発生のおそれが少ないとはいえません。また、火災の発生のおそれの少ない室については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料以上で仕上げる必要があるが、床面からの高さが1.2m以下の腰壁についても、同様である。

② 在館者密度 (B1、B2)

居室のない階に避難安全検証法を適用するため、通常は非居室として扱う場合でも、避難者を想定して検証を行うことができる。

例えば駐車場の在館者密度は0.125人/m²（車路の部分は除く。）又は2人/台とすることが考えられ、設備機械室等は点検者等を想定し、0.01人/m²とすることができるとする。

③ 火災成長率を算定するための内装仕上 (B1、B2)

仕上材として異種性能の内装材料を混在して使用する場合は、原則として最も性能の低い材料の仕上げの種類に応じた数値 (B1：内装材料の火災成長率 α_m) (B2：内装燃焼係数 k_m) を採用する。ただし、内装制限の取扱いと同様に、最も性能の低い材料が占める割合が少なく、壁、天井それぞれの見付面積が1/10以下であれば、あえて性能の低い材料を考慮しなくてもよい。

なお、B1、B2とも内装材料に木材に関する数値が定められているが、B2の木材等はH12建告第1439号第1号に規定する木材等と限定されているため、B1と異なる点に留意されたい。

④ 隣接室による火災成長率 (B2)

居室火災成長率 (α_{room}) の開口部について、当該居室又は当該居室に隣接する室との間の開口部が10分間防火設備で区画されていれば、隣接室の火災成長率を算定する必要はないが、この場合の当該防火設備は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式 (令第112条第19項) の構造とする必要がある。これは、火災室火災成長率 (α_{floor}) においても同じである。

解説 時間判定法 (B1) と煙高さ判定法 (B2) の2つの判定法が定められたことを踏まえ、用語等の取扱いを整理した。

●P106 7) 階ごとの検証範囲

- ・タイトル修正

7) 階ごとの検証範囲

- ・本文1行目から6行目削除

○避難安全性能の検証の範囲

当該階の避難安全性については、火災が発生した室と避難検証を行うべき室等のすべての組み合わせについて検証を行う必要があり、当該階の各居室ごとの避難安全性の検証及び当該階全体についての避難安全性の検証の両方について避難安全性を検証すること。

また、各階ごとに適用する場合、階によって設計ルートが異なってもよいが、同一階で仕様規定と避難安全検証法を混在して設計することはできない。

- ・本文7行目修正

○2フロアにまたがる居室がある場合 (B1、B2)

- ・本文11行目と12行目修正

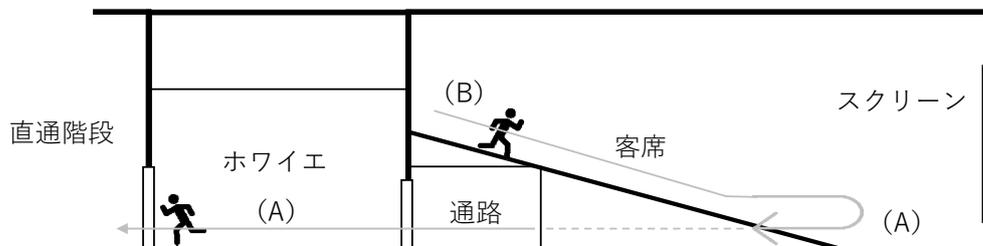
A階に当該居室があるものとして階避難安全性能を検証し、B階を検証する場合にもそのB階にも当該居室があるものとして検証することとする。

- ・本文13行目から15行目修正

なお、ある階 (A) にある直通階段への出口を通らなければ地上まで避難できないような部分が階 (B) にあれば、階 (B) にあるその部分は階 (A) に含まれるものとして検証すること。

なお、ある階を通らなければ避難することができない他の階の部分がある場合は、当該部分 (他の階の部分) をある階に含めて検証すること。例えば下図のような映画館がある場合、階 (B) の在館者は、階 (A) にある直通階段を通らなければ避難することができないため、階 (B) は階 (A) に含まれるものとして検証することになる。

- ・下図の追加



- ・関連告示の追加

関連告示	<u>令和2年国交告第510号</u>	<u>令和3年国交告第475号</u>
------	---------------------	---------------------

●P107 8) ツインビル等の検証方法

- ・頁全体削除

●P108 9) 全館避難安全検証法

- ・頁全体削除

●P109 10) 全館煙降下時間

- ・該当法令修正

~~令第129条、~~令第129条の2

- ・タイトル修正

~~103)~~ 全館煙降下時間 (B1)

- ・本文修正

各階での検証の場合と同様に、当該火災室から当該階の直通階段への出口を有する室又は竪穴に面する室までの連なった室の部分の各室ごとに、蓄煙可能な容積（煙層下端の床面からの高さが煙等の流出する危険性のある高さまで。）を単位時間あたりに蓄積されていく煙等の量（煙等発生量と排煙量との差）で除することで計算した数値を、火災の発生した室から階段への出口を有する室までの連なった室について合計して計算したもののうち最小のものとする。つまり、煙やガスが竪穴に流入したと同時に火災室を想定した階より上階にも煙が流入するものとするため、「当該階の直上階以上の階の1に流入するために要する時間」を「竪穴に煙等が流入するために要する時間」として求めることとする。例えば、吹抜き（アトリウム等）内に区画されていない避難経路（廊下）が設けられている場合は、竪穴に煙が侵入するまでの時間が全館煙降下時間となる。また、よって、竪穴である吹抜き底部は火災の発生のおそれの少ない室であることが望ましいが、火災室とする場合は、吹抜き最上階の開口部から吹抜きに隣接する階に煙等が流入するために要する時間として求めることとなる。しかし、吹抜きの階数が多い場合など煙等の流れが、実況とそぐわないことが想定される場合は、ルートB1の対象外となり、国土交通大臣の認定が必要となる。

【改訂内容】

- ・「避難安全検証法（時間判定法）の解説及び計算例とその解説」に掲載があるものを削除
- ・煙高さ判定法（B2）に対応

●P112 3) 内装制限における柱・はり等の取扱い

- ・関連告示の追加

関連告示	平成12年建告第1439号 <u>平成21年国交告第225号</u>
------	------------------------------------

●P113 4) 共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限

- ・本文1行目修正

~~耐火建築物又は法第2条第九号の三イに該当する準耐火建築物（イ準耐）~~主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）である共同住宅の

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第128条の5】

●P123 1) 自主的に主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い

- ・タイトル修正

1) 自主的に主要構造部~~特定主要構造部~~を耐火構造等とした建築物の取扱い

- ・本文2行目修正

主要構造部~~特定主要構造部~~を耐火構造とした建築物又は

- ・図のタイトル修正

主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）、又は延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物・・・

・解説修正

~~耐火建築物又は準耐火建築物を要求されない建築物においても、安全のためには堅穴区画を設けることが望ましいので、自主的に主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）、又は延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物とした場合においても、火災が建築物内の縦方向に連続する空間を通過して拡大しないようにするとともに、建築物内の人が階段を通過して安全に地上に到達できるように堅穴区画が必要である。~~を設けることが望ましいので、免除しないこととする。

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第112条第11項】

解説修正の参考部分：逐条解説建築基準法（上巻）629ページ

第11項から第15項までの規定は、火災が建築物内の縦方向に連続する空間を通過して拡大しないようにするとともに、建築物内の人が階段を通過して安全に地上に到達できるよう、メゾネットタイプの2階以上の階を持つ住戸の部分、吹抜きになっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分など、計画上又は機能上、やむを得ず上下階を貫通する空間を設けなければならない場合には、それらの縦方向の空間が、その他の部分（他の縦方向の空間の部分を含む。）と防火的に区画されなければならないこととしたものである。

●P127 5) 店舗等3階建て兼用住宅の堅穴区画

- ・本文1行目修正

3階建て住宅（主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は

【改訂内容】

- ・法改正に伴う記載内容の変更（主要構造部規制の合理化関連）【令第112条第11項】

●P135 1) 防火上主要な間仕切壁

- ・本文下から3行目を削除

~~また、第1項及び第2項については、令第108条の3第3項の規定による耐火性能検証法により、該建築物の部分で主要構造部について耐火構造とみなされる場合は本規定を適用する必要はない。~~

【改訂内容】

- ・文言の整理（防火上主要な間仕切壁に係るページのため、耐火性能検証法に係る記載を削除）

●P141 防災計画の作成について

- ・解説修正

防災計画書を作成するための指針としては「新・建築防災計画指針」がある。

新たに「避難安全性能検証法の解説及びその計算例とその解説」に避難計画の一部が言及されている。

- ・参考の追加

参 考	昭和56年住指発190号、同住防発16号 <u>平成13年国住総15号 新・建築防災計画指針、避難安全性能検証法の解説及びその計算例とその解説</u>
-----	--

●P160 建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合

- ・解説1行目と2行目修正
 令第109条の8 ⇒ 令第109条の9
- ・解説4行目修正
 令第109条の8第一号 ⇒ 令第109条の9第一号

【改訂内容】

- ・条項ずれに伴う記載内容の変更

●P171 避難上の安全の検証に基づく質問と回答

- ・該当法令修正
 令第128条の7、第129条、第129条の2
- ・本文修正

（以下の内容は、特記なき限り、平成22年5月時点における質問と回答です。また、質問と回答中の「P.○」は「建築物の防火避難規定の解説2023」の該当頁を示します。）について、令和2年に区画避難安全検証法、令和3年に新たな検証の方法（ルートB2：煙高さ判定法）が創設されたことに伴い、施行令・告示及び質問と回答の一部修正しております。

なお、記載の表記については、以下のように整理しております。

施行令	告示	表記		
令第128条の7第3項1号	R2国交告509号	ルートB/ 避難安全検証法	ルートB1 / 時間判定法	区画B1
令第129条第3項1号	R2国交告510号			階B1
令第129条の2第4項1号	R2国交告511号		全館B1	
令第128条の7第3項2号	R3国交告474号	ルートB2 / 煙高さ判定法	ルートB2 / 煙高さ判定法	区画B2
令第129条第3項2号	R3国交告475号			階B2
令第129条の2第4項2号	R3国交告476号		全館B2	

番号	頁	質問	回答	
<u>火災室、火災の発生のおそれの少ない室</u>				
1	P.100	「火災室」について車路は非火災室のことだが、車室は火災室に該当するののか。	現行1の回答（略） H22	
2	P.100 P.101	火災室の想定について 図のように、防火設備により区画された2つの居室について、火災時に閉鎖状態になる防火設備とは、煙感知の防火設備（シャッター幅5m）のみか。面積区画の熱感知のシャッターは、火災初期（避難の覚知時（避難開始時））には閉鎖していないと考えられる（面積区画は検証法の適用除外に含まれていないので）。 （図略）	現行2の回答（略） H22	
3	P.100	火災の発生のおそれの少ない室については、内装は準不燃材料以上の仕上げであることが定められているが、床面から1.2m以下の腰壁につい	現行3の内容（略） H22	

		ては適用しないとしてよろしいか。		
<u>室の範囲</u>				
4	P.101	共同住宅に避難安全検証法を適用する場合、1つの住戸全体を1つの居室と見なして検証してよいか。	居室の範囲は利用実態を考慮することを基本としており、全体がワンルームなら全体を1つの居室と見なして検証をして構わないと思われるが、居室間が区画されている場合や、メゾネット形式の場合は1つの居室と見なして検証を行うことはできない。	H22
			<u>上記によらず共同住宅の住戸の場合、令第126条の2第1項第1号に規定する床面積ごとに区画された部分を一の居室とみなして扱ってよい（ルートB1、ルートB2共通）。これは、煙高さ判定法が追加されたことに伴い、時間判定法の扱いを改めて整理したものである。</u>	R6
5	P.101	居室A1と居室A2の間仕切壁が下地とも不燃でなく、開口部も防火設備でない場合でも、居室A2は居室ごとの避難検証が必要か。居室A1と居室A2を一室として検証することは可能か。 (図略)	A1、A2個々の場合とA1+A2一体の場合の両方について検証する必要がある。 <u>ルートB2の場合、個々又は一体の場合、どちらでも可能である。個々の場合は居室ごとの計算を行ったのち、階B2の火災室隣接部分として計算することになる。一体の場合は、いわゆる居室内居室の関係として設定し、検証することになる。</u>	H22
				R6
6	P.101	1室空間を、スチール棚によって2室に分けた場合（スチール棚の上部は垂壁等はなしオープン）、1室とみなして避難安全検証法を検証するのか、それともそれぞれ別室とみなし避難安全検証法を検証するのか。	現行6の内容（略）	H22
<u>検証法の適用の可否</u>				
7	P.102	病院の場合、適用対象外は病棟部分のみと考え、その他の用途の階（検査、医事、講堂、外来、食堂）は適用対象と考えてよいか。	病院の場合、病棟以外の用途の階についても、避難安全検証法は適用できない。 <u>階B2であれば、病棟及びその他の用途について、適用することが可能である。（区画B2、全館B2は不可）</u>	H22
				R6
8	P.102	保育所は児童福祉施設等のように避難安全検証法の適用はできないか。	自力で避難することが困難であると考えられる用途に対しては、避難安	H22

			全検証法は適用できない。 <u>ルートB2であって、一定の条件を満たした児童福祉施設等であれば、適用することが可能である。</u>	<u>R6</u>
9	P.102	自治体によっては、避難安全検証法を工場に適用できないと聞いたことがあるが。	告示に示されている居室等の「その他これらに類する用途」として判断できないものは、避難安全検証法は適用できない。当ページの解説欄参照のこと。	<u>H22</u>
歩行速度				
10	P.102 - (H12建告1441号第2第2項 R2国交告510号第1号ロ) -	歩行速度について、倉庫や物流センターはどこに分類すればよいか。	現行10の回答（略）	<u>H22</u>
11	P.102 - (H12建告1441号第2第2項 R2国交告510号第1号ロ) -	物販店舗の歩行速度は階段以外は60（m/分）であるが、調理室や事務室など従業員専用の居室は78（m/分）として計算することは可能か。	現行11の回答（略）	<u>H22</u>
歩行距離				
12	P.102 -(43~44)	①歩行経路の測り方は、家具、机等の配置を考慮すべきか。 ②経路の基点は、壁からどの程度か。	①最大歩行距離となる測り方とすること。 ②従来の仕様規定の歩行距離の測り方による。よって各申請先と相談されたい。 <u>上記②の従来の方法のほか、壁芯から1 m程度離れた位置を基点としてもよい。</u>	<u>H22</u> <u>R6</u>
13		<u>複数の直通階段がある場合、直通階段までの歩行距離は居室毎に任意に階段を選び、歩行距離を決めてよいか。階段毎に各居室までの歩行距離を算出し、不利側で検証を行うべきか。それとも自由でよいか。（どの階段に逃げるかは検証しにくいいため、最悪を想定すべきではないか。）</u>	<u>複数の直通階段がある場合、直通階段への出口の一に達する歩行距離は、階に存する者から最も近い位置にある直通階段への出口までの歩行距離の長さである。</u>	<u>H22</u>
27 14	その他	重複距離1/2のペースは、仕様規定（30m. 50m（+10））どおりか。あるいは、階避難最大歩	現行27の回答（略）	<u>H22</u>

		行距離（性能規定による歩行距離）か。		
<u>30</u> <u>15</u>	その他	特別避難階段の付室に設ける排煙設備を適用除外にした場合の階避難の歩行距離は、付室の前室まででよいか。	現行30の回答（略）	<u>H22</u>
<u>出口の幅</u>				
<u>13</u> <u>16</u>	P.103	扉の幅は、有効寸法か見付寸法か。	現行13の回答（略）	<u>H22</u>
<u>14</u> <u>17</u>	P.103	居室の出口幅について、親子扉で子扉が上げ下げ錠等により、通常時も避難時においても開放されることが少ないと思われる場合は、通常通行する幅員のみと考えてよいか。	現行14の回答（略）	<u>H22</u>
<u>15</u> <u>18</u>	P.103	出口通過の扉は引き戸でもよいか。また、オートドア引き戸でもよいか。	現行15の回答（略）	<u>H22</u>
<u>在館者密度</u>				
<u>17</u> <u>19</u>	P.104	実際の在館者から算出した密度を採用することは可能か。	現行17の回答（略）	<u>H22</u>
<u>火災成長率（積載可燃物発熱量）</u>				
<u>18</u> <u>20</u>	P.105	発熱量について、表（十）の倉庫で物流センターの場合ピッキングや仕分け室でほとんど保管がない場合も2,000MJ/m ² で行わなければならないのか。	現行18の回答（略）	<u>H22</u>
<u>20</u> <u>21</u>	P.105	積載可燃物の発熱量について、告示はこのページの表に列挙されていない室はどのように判断すればよいか。	現行20の回答（略）	<u>H22</u>
<u>火災成長率（内装材料）</u>				
<u>19</u> <u>22</u>	P.105	火災成長率について、もっとも性能の低い材料ということになっているが、内装制限のかからない腰壁部分や巾木、廻り縁等の局所的な木部、あるいは床のカーペット類が木材になっている場合も、仕上げとしての対象となるのか。	現行19の回答（略）	<u>H22</u>
<u>検証の範囲と方法</u>				
<u>21</u> <u>23</u>	P.106	2階建の物販店舗で、排煙設備を除外する場合、階避難安全検証法のみで可能か。全館避難安全検証法は不要か。	現行21の回答（略）	<u>H22</u>
<u>22</u> <u>24</u>	P.106	避難時間の計算法と煙降下時間の計算法で、ルートBとCを混在させることは可能か。	現行22の回答（略）	<u>H22</u>
<u>23</u> <u>25</u>	P.106	階避難安全検証法を適用する場合、部分的な緩和（例えば会議室の排煙緩和）の適用はできるか。	階避難安全検証法は、階全体を対象としており、階の一部だけに適用することはできない。 <u>上記によらず部分的に避難安全検証法を適用したい場合、区画B1、区画B2を適用することになる。</u>	<u>H22</u> <u>R6</u>

24	P-108	<p>—(H18)— 平屋建の建築物では「階避難安全性能が検証されていれば、全館避難安全性能についても検証できたものとする」とされているが、平屋建以外の建築物で避難階の直上階以上の階及び直下階に居室がない場合においても、避難階の階避難安全性能が検証できれば全館避難安全性能についても検証ができたものとすることは可能か。</p>	<p>本文では、「平屋建て建築物の検証法の適用」について述べているだけであり、平屋建て以外のものには言及していない。</p>	
25 26	その他	<p>①2以上の直通階段の設置義務のない建物の場合、避難安全検証法を適用することは可能か。 ②複数の直通階段がある場合、直通階段までの歩行距離は居室毎に任意に階段を選び、歩行距離を決めてよいか。階段毎に各居室までの歩行距離を算出し、不利側で検証を行うべきか。それとも自由でよいか。（どの階段に逃げるかは検証しにくいいため、最悪を想定すべきではないか。）</p>	<p>①可能である。 ②複数の直通階段がある場合、直通階段への出口の1に達する歩行距離は、階に存する者から最も近い位置にある直通階段への出口までの歩行距離の長さである。</p>	H22
26 27	その他	<p>避難安全検証法を既存の建築物に対して適用できるか（改修、増築等の既存不適格建築物の確認の為）。また、新築以外の大規模修繕等にも適用できるか。</p>	<p>現行26の回答（略）</p>	H22
29 28	その他	<p>1階部分（途中階を含む）に大規模のロビー、エントランスホールがある場合の排煙免除や防煙区画面積（500㎡以上1,500㎡以下）の検証については、全館避難安全検証法が必要か。</p>	<p>現行29の回答（略）</p>	H22
31 29	その他	<p>1室・1直通階段が室に直接面している計画の場合、直接階段に面している扉（出口）の最大幅のものは使えなくなるので、このような計画の場合避難安全検証は行えないのか。 (図略)</p>	<p>1室・1直通階段が室に直接面している計画の場合、避難安全検証法は適用できない。 ----- 区画B2の場合、適用することが可能である。</p>	H22 R6
38 30	その他	<p>(図略) 上記のように同一階が分離している場合、Aゾーンを階避難安全検証法（ルートB）で階避難安全性能を検証し、BゾーンはルートAを適用することは可能か。 また、Aゾーンを大臣認定（ルートC）で階避難安全性能を検証した場合も同様と考えてよいか。</p>	<p>現行38の回答（略）</p>	H22
40 31	その他	<p>2階建ての建物等で階段部等の吹抜部分に竪穴区画が不要な場合、階避難安全検証を適用させる際に階段部等の部分で何かしら区画をする必</p>	<p>現行40の回答（略）</p>	H22

		要はあるのか。		
<u>44</u> <u>32</u>	その他	<p>—(H27)— 平屋建ての1室（屋外出口が2ヶ所あり）の建築物には、避難安全検証法を適用することができるか。 適用できるものとしたとき、平屋建ての1室（屋外出口が2ヶ所あり）の建築物の階避難安全検証法は階避難を検証する必要があるが、階避難の避難開始時間の算定において、1室（屋外出口が2ヶ所あり）の建築物のように、火災室以外の部分がない場合は、加算時間（3分、5分）を加える必要はあるか。</p>	<p>避難安全検証法を適用することは可能。1室の建築物のように火災室以外の部分がない場合（複雑な平面形状であるなど、在室者が同時に避難行動できない場合を除く。）は、加算時間を加える必要はない。</p> <p><u>1室の場合、区画避難安全検証法が創設されたことにより、居室避難安全性能が検証できればよい（屋外への出口の数は問わない）。なお、この場合の適用除外は、階及び全館避難安全性能を検証する部分がないため、全館避難安全検証法による適用除外の項目としてよい。</u></p>	<p>H27</p> <hr/> <p>R6</p>
面積の算定				
<u>16</u> <u>33</u>	P-104 —(H12)建告 1441号第 5	<p>避難開始時間$t_{start(floor)}$の計算において、当該階に居室が存在しない階では、当該階各室床面積$A_{area(floor)}$が0となってしまう階避難計算ができない。当該階の廊下は排煙方式を検討しなくてもよいか。</p>	<p>$A_{area(floor)}$は、当該階の各室及び当該階に設けられた直通階段への出口を通らなければ避難することができない建築物の部分の床面積の合計である。なお、駐車場や機械室等の居室以外の室についても、当ページの本文に掲げる在館者密度を参考にし、避難安全検証を行うことが望ましい。</p>	H22
<u>32</u> <u>34</u>	H12建告 1441号第3 第2項	<p>階段室の面積A_{sc}について、階高が高く、二重、三重廻りの階段の場合の面積はどうするのか。</p>	<p>現行32の回答（略）</p>	H22
室煙降下時間				
<u>33</u> <u>35</u>	H12建告 1441号第 8第1項 —(P104)—	<p>居室（火災室）を（FIX）ガラスで間仕切った場合、限界煙層高さ（H_{lim}）を算入する際、壁として扱うのか、それとも単なる開口部なのか。</p>	<p>現行33の回答（略）</p>	H22
<u>34</u> <u>36</u>	H12建告 1441号第 8第1項	<p>第8—<u>令第129条第3項第1号ホ</u>に規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが<u>当該階の各居室（当該火災室を除く。）</u> ↓ 当該火災室として除けるのは「居室」のみか。「非居室」も除けるか。</p>	<p>現行34の回答（略）</p>	<p>H22</p> <p>R6</p>
<u>35</u> <u>37</u>	H12建告 1441号第 8第2項	<p>告示二の表にある「<u>令112条19項2号</u>に規定する防火設備が設けられている場合」の壁は天井までの壁でよいか。あるいは、躯体であるスラブ</p>	<p>現行35の回答（略）</p>	<p>H22</p> <p>R6</p>

	第三号	まで達するものとしなければならないか。		
排煙設備				
<u>28</u> <u>38</u>	その他	仕様規定では500㎡毎に防煙区画が必要だが、ルートBでは1,500㎡毎に防煙区画すれば足りるのか。	貴見のとおり、1,500㎡以内毎に防煙区画を行えばよい。ただし、有効に排煙が行えるように、適切な大ききさで防煙区画を行い、排煙口を設けることが望ましい。	<u>H22</u>
			<u>ルートB2の場合、1,500㎡以内毎の防煙区画の規定はない。</u>	<u>R6</u>
<u>36</u> <u>39</u>	H12建告 1441号第 4-3項第 一号R2	排煙量 $E_{(sc)}$ を求める際の $A_{s(sc)}$ について・・・（当該有効開口部の開放に伴い開放される・・・）とあるが、自然排煙開口が30m以内に2ヶ所ある場合、オペレーター等で連動して開放されるものでなければ $A_{s(sc)}$ として合計できないということか。	現行36の回答（略）	<u>H22</u>
<u>37</u> <u>40</u>	H12建告 1441号第 4第3項 第一号	防煙区画における防煙壁は天井面から30cm以上下方に突出した垂れ壁とあるが、基準法の垂れ壁の50cm以上との相違について。	「避難安全検証法においては、垂れ壁の下端と開口部の位置関係に応じて、より詳細に防煙垂れ壁による排煙効果を算定している」（ビルディングレター2001年2月号）	<u>H22</u>
			<u>ルートB2の場合、防煙垂れ壁の丈（たけ）による排煙効果の計算がないため、防煙垂れ壁の丈（たけ）の規定はない。</u>	<u>R6</u>
<u>39</u> <u>41</u>	その他 (R2国交 告510号 第4号)	告示1441号第8第3項 階避難安全検証法を採用する際、1,500㎡ごとの防煙区画が必要となるが、有効排煙量を考慮しない場合でも、有効開口部が「0」として有効排煙量を計算し、区画は必要となるということか。	貴見のとおりである。	<u>H22</u>
			<u>ルートB2の場合、1,500㎡以内毎の防煙区画の規定はない。</u>	<u>R6</u>

●P209 本書に関する建築基準法令等一覧

・表中 頁21の行修正

令第108条の3 ⇒ 令第108条の4

【改訂内容】

・条項ずれに伴う記載内容の変更

●P212 本書の関連通達・技術的助言等（参考） 目次

・追加

令和6年3月29日 国住指 第434号・国住街 第160号（特定区画、周辺危害防止構造、火熱遮断壁等）

【改訂内容】

・技術的助言の追加